



金沢市男女共同参画推進行動計画

かなざわ未来 <sup>かな</sup>奏でプラン 2023

概要版

金沢市

## 1 計画策定の趣旨

金沢市では、これまで「金沢市男女共同参画推進条例」や「金沢市男女共同参画推進行動計画」に基づき、男女共同参画社会を実現するための施策を推進してきました。

しかしながら、方針立案・決定過程への女性の参画が増えないこと、正規雇用や管理職の割合など雇用の分野における男女差が依然として大きいこと、家事・育児・介護等の多くを女性が担っていること、配偶者等からの暴力への対策など、引き続き取り組むべき多くの課題があります。

そこで、社会情勢の変化や市民意識調査、事業所アンケート調査の結果を踏まえながら、国や県の動向を勘案し、男女共同参画社会の実現に向けて、今後10年の目標と施策の方向性を示すため、金沢市男女共同参画推進行動計画「かなざわ未来 奏でプラン 2023」（以下、「本計画」という）を策定します。

## 2 計画の概要

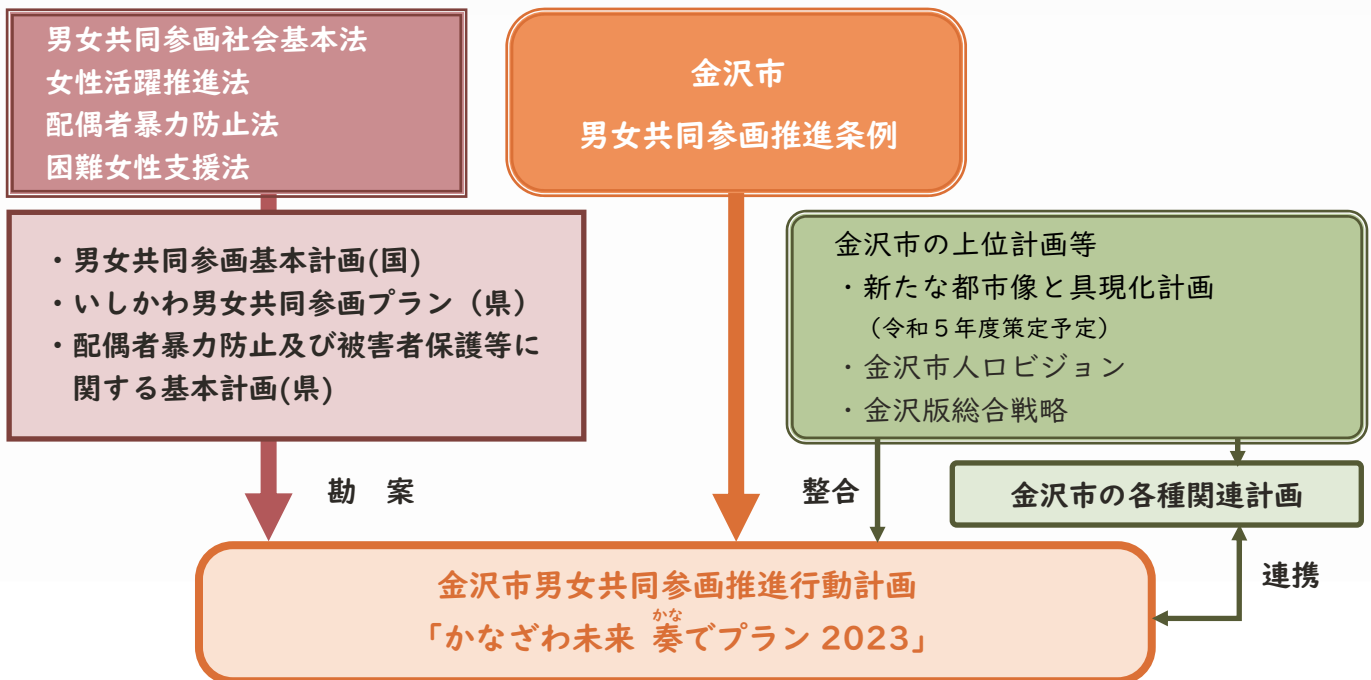
### ◇ 計画の性格

本計画は、「金沢市男女共同参画推進条例」第8条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策並びに市民及び事業者の取り組みを総合的かつ計画的に推進するための行動計画で、次の性格を有するものです。

- ・「男女共同参画社会基本法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」に基づく市町村計画
- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」（令和6年4月施行）を見据えた市町村計画

### ◇ 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画に関する法律に基づく国や石川県の計画等を勘案しつつ、市の上位計画や関連計画と整合・連携を図り、施策・取り組みを総合的かつ計画的に推進するものです。



### ◇ 計画の期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間です。ただし、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

### 3 基本理念

◇ 本計画は、「金沢市男女共同参画推進条例」第3条に規定している、次に掲げる6つの事項を基本理念とします。

- ①男女が性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- ②男女が固定的な役割を強制されることなく、多様な生き方を選択できる社会
- ③男女が社会の構成員として、市の政策又は事業者その他の団体の方針の立案及び決定に平等に参加する機会が確保される社会
- ④男女が社会的・文化的な性別(ジェンダー)をこえて、家庭生活及びその他の社会生活において平等な立場で参画し、責任を共に担う社会
- ⑤男女が互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会
- ⑥男女が国際社会における男女共同参画の取り組みと協調し、連携を深め合う社会

### 4 金沢市がめざす男女共同参画社会

多様な生き方が選択できる 誰もがいきいきと輝ける社会へ

◇ 市、市民、事業者が自らの意思と相互の協力に基づき、協働して取り組み、誰もが性別等にかかわらず、自分の意思で生き方を選択し、自信と誇りをもって活躍できる社会をめざします。

### 5 基本的視点

◇ めざす男女共同参画社会の実現に向け、本計画に基づき施策等を立案する際に重視する点として次の基本的視点を示します。

#### 👤 人権の尊重

性別等による差別的な扱いを受けず、一人ひとりの人権が尊重されること。

#### 👤 ジェンダー平等の推進

固定的な性別役割分担をはじめとする社会慣行の見直しや、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消により、あらゆる社会活動に皆が平等な立場で参画できること。

#### 👤 女性のエンパワーメントの促進

すべての女性が自らの意識や能力を向上させ自己決定の力を身につけ、政治的・経済的、社会的、文化的に力をもった存在になること。

## 6 基本目標

### 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画の拡大

男女共同参画社会を実現するためには、女性があらゆる分野に参画できる社会とする必要があります。方針の立案・決定過程への女性の参画拡大や、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等の実現に取り組みます。

- ☞ 方針1 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大 ●
- ☞ 方針2 雇用の分野における男女共同参画の推進 ●
- ☞ 方針3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等の実現 ●
- ☞ 方針4 地域社会における男女共同参画の推進

● 「女性活躍推進法」関連

### 基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

女性等に対するあらゆる暴力の根絶、貧困等により困難を抱える人々への支援、災害対策における男女共同参画の推進や妊娠・出産等に関する女性の健康支援など、安全・安心な暮らしの実現のための多様な課題に対し男女共同参画の視点から取り組みます。

- ☞ 方針5 あらゆる暴力の根絶 ★
- ☞ 方針6 誰もが安心して暮らせるまちづくり ◆
- ☞ 方針7 生涯を通じた健康づくりの支援

★「配偶者暴力防止法」関連 ◆「困難女性支援法」関連

### 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実

家庭、学校、地域などあらゆる場面において、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた教育・啓発を推進し、性別等にかかわらず誰もが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の形成に向けた理解の促進に取り組みます。

- ☞ 方針8 あらゆる人々に対する男女共同参画の理解促進
- ☞ 方針9 男女共同参画の視点に立った各種制度等の充実
- ☞ 方針10 多様な文化の尊重及び理解の促進

#### ◇ 持続可能な開発目標（SDGs）との関連

SDGs（Sustainable Development Goals）は、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能な世界を実現するための17の目標です。

SDGsの全17の目標分野について「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」は、すべての目標達成において必要な条件であるとされており、本計画においても、ジェンダー平等の推進を基本的視点として、あらゆる施策に取り組みます。



ジェンダーの平等を達成し  
すべての女性と女児の  
エンパワーメントを図る



## 方針

## 施策の方向（太字：重点）

I  
あらゆる分野における女性の参画の拡大1 方針の立案・決定過程  
への女性の参画の拡大

- (1) **企業・団体等における女性の参画の促進**
- (2) **地域団体における女性の参画の促進**
- (3) **行政分野における女性の参画の拡大**

2 雇用の分野における  
男女共同参画の推進

- (1) **雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保**
- (2) 働く女性の妊娠・出産に関わる保護
- (3) 職場における各種ハラスメントの防止啓発

3 仕事と生活の調和  
(ワーク・ライフ・バランス)  
等の実現

- (1) **仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進**
- (2) 柔軟な働き方に対応した環境整備
- (3) 再就職や雇用によらない働き方等における支援

4 地域社会における  
男女共同参画の推進

- (1) 男女共同参画を推進する市民団体等の育成と支援
- (2) 地域特性を生かした推進

II  
安全・安心な暮らしの実現

5 あらゆる暴力の根絶

- (1) DV、性暴力等あらゆる暴力への対策の推進
- (2) **配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進**
- (3) 若い世代への啓発活動の充実

6 誰もが安心して  
暮らせるまちづくり

- (1) 困難を抱える人々への支援
- (2) 高齢者や障害のある人、外国人、性的マイノリティ等、  
多様な人々に対する支援
- (3) **災害対策における男女共同参画の推進**

7 生涯を通じた  
健康づくりの支援

- (1) 女性の健康づくりの支援
- (2) 妊娠・出産等に関する女性の健康支援
- (3) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

III  
男女共同参画社会の実現に向けた  
意識改革と体制の充実8 あらゆる人々に対  
する男女共同参画  
の理解促進

- (1) 市民に浸透する広報活動の展開
- (2) **男性や若い世代の男女共同参画の理解促進**
- (3) 学校・家庭・地域における男女共同参画教育・学習の推進

9 男女共同参画の視点  
に立った各種制度等  
の充実

- (1) 男女共同参画に関する調査・研究の充実
- (2) 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の  
整備

10 多様な文化の尊重  
及び理解の促進

- (1) 国際社会との連携及び協調の促進

## 8 成果指標・参考指標

### ☑ 成果指標

指標	前行動計画策定時 (H24)	現状値 (R3)	目標値 (R14)
・管理的職業従事者に 占める女性の割合(注1)	13.4%(H22)	15.6%(R2)	20% (R7)
・地域の役員等に占める 女性の割合 ①町会長 ②公民館長 ③PTA会長(小中学校)	①2.4% ②1.6% ③2.4%	①4.6%(R4) ②3.3%(R4) ③4.1%(R4)	①②③とも 10%
・市の審議会等における 女性委員の割合	27.4%	29.2%(R4)	40%以上 60%以下
・正規従業員等に占める 女性の割合(注1)	34.7%(H22)	38.0%(R2)	50%
・男性従業員の育児休業 取得率(注2)	—	11.1%	30%
・DV被害を受けた人のうち 相談した人の割合(注2) ①配偶者からの暴力 ②交際相手からの暴力	①26.2% ②—	①28.9% ②39.6%	①②とも 50%
・女性コミュニティ防災士 育成数	29人	374人	670人(R9)
・「男は仕事、女は家庭」 という考え方に賛成 しない人の割合(注2) ①全体 ②18~39歳	①37.8%(H23) ②58.7%(H23)	①60.5% ②70.8%	①70% ②80%
・社会全体において男女の 地位が「平等である」と 感じる人の割合(注2) ①全体 ②18~39歳	①13.3%(H23) ②11.0%(H23)	①11.8% ②13.7%	①②とも 50%

I  
あらゆる分野における女性の参画の拡大

II  
安全・安心な  
暮らしの実現

III  
男女共同参画社会の実現に  
向けた意識改革と体制の充実

- ・(注1) 指標の進捗は国勢調査「就業状況等基本集計」により把握します。
- ・(注2) 指標の進捗は市民意識調査、事業所アンケート調査により把握します。
- ・目標値について、各関連計画等で目標値を定めているものについては( )で目標年度を記載しています。

☑ 参考指標

基本目標	指標	現状値 (R3)
基本目標Ⅰ あらゆる分野 における女性 の参画の拡大	市審議会等における女性不在の審議会数	7 (R4)
	市の管理職に占める女性の割合	14.0%(R4)
	市の役付け職員（主査以上）に占める女性の割合	28.3%(R4)
	市立小中学校の管理職に占める女性の割合 ①小学校 ②中学校	①40.4%(R4) ②34.7%(R4)
	市職員の年次有給休暇の平均取得日数	10.5日
	はたらく人にやさしい事業所表彰数	4件
	市の男性職員の育児休業取得率	36.4%
	市職員の介護休暇取得件数 ①女性 ②男性	①12件 ②9件
	農業委員に占める女性の割合	15.8%(R4)
	女性の認定農業者数（※夫婦等での共同申請含む）	22経営体
	男女共同参画支援セミナーの開催回数・受講者数 （女性センター）	17回・209人
基本目標Ⅱ 安全・安心な 暮らしの実現	DV防止啓発事業参加者数	815回 ※視聴者数
	母子・父子自立支援プログラムの策定による就業実績	7人
	性教育に関する専門医・助産師等派遣数	23校
	女性対象検診の受診率 ①骨粗しょう症 ②乳がん ③子宮がん	①23.7% ②10.1% ③9.5%
基本目標Ⅲ 男女共同参画 社会の実現に 向けた意識 改革と体制 の充実	男女共同参画に関する講演会の参加者数	53人
	男女共同参画出前講座の年間実施回数	3回
	ファミリーサポートセンター活動件数	5,534件
	放課後児童クラブ受入人数	5,237人(R4)

◇ 本計画の成果指標や参考指標については、定期的に状況を把握し、金沢市男女共同参画審議会において調査審議します。

## 男女共同参画推進拠点「金沢市女性センター」

- ◇ 金沢市女性センターでは、男女共同参画を推進するため、「研修会、講座等の開催」「情報の収集及び提供」「市民の活動及び交流の支援」「施設及び設備の提供」事業を行っています。



〒920-0861

金沢市三社町1番44号 3階

TEL 076-223-1265

FAX 076-223-6299

開館時間 午前9時から午後9時まで  
(日曜日は午後5時まで)

休館日 祝日、12月29日～1月3日

## 金沢市女性相談支援室（配偶者暴力相談支援センター）

### ひとりで悩まずにご相談ください

- ◇ パートナーからの暴力や女性の身の上相談（離婚、夫婦関係、親子関係など）に女性相談員が面接や電話で応じます。（DV被害男性からの相談にも応じます。）

**TEL 076-220-2554**

時間 月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで

※特別相談（弁護士・臨床心理士・カウンセラー）は予約制

金沢市男女共同参画推進行動計画「かなざわ未来 <sup>かな</sup> 奏でプラン2023」  
発行者 金沢市 市民局 ダイバーシティ人権政策課  
〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号  
TEL 076-220-2095 FAX 076-260-1178  
Email [jinken@city.kanazawa.lg.jp](mailto:jinken@city.kanazawa.lg.jp)